

令和8年3月5日

「スピードリミッター」の不正改造車に整備命令！

岡山運輸支局は、岡山県警察本部と合同で高速道路を時速90km/hを超えて走行していた不正改造の疑いのある大型トラックに対し速度抑制装置※1の機能確認検査を実施しました。

その結果、速度抑制装置※1の作動速度を増大させる不正改造が確認されたため、道路運送車両法に基づく整備命令※2を発令しました。

【実施概要（結果）】

1. 実施日時
令和8年3月5日（木） 8:00～8:50
2. 実施場所（住所）
岡山運輸支局〔自動車技術総合機構岡山事務所検査場〕
（岡山市北区富吉5301-5）
3. 実施内容
速度抑制装置※1の機能確認検査
4. 実施結果
最高速度90km/hを超える、時速108km/hを計測した。



※1 「速度抑制装置」は、大型トラック（車両総重量8トン以上、又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車）の最高速度を90km/hに抑えるための装置で、通称「スピードリミッター」と呼ばれる。高速道路における速度超過による事故防止のため、平成15年9月から装備が義務化されている。

※2 整備命令書の発令を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受ける必要があります。

【問合せ先】

岡山運輸支局 検査・整備・保安担当 （担当）山下・今村 （電話）086-286-8155

【配布先】 大学・交通記者クラブ